

## 医療法人の決算関係書類の提出について（お願い）

日頃、県税の申告納付について格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、法人事業税において医療法人等が行う社会保険診療に係る金額については、益金及び損金として算入しない規定があります。

つきましては、これらの金額を確認するため、申告書の提出に際して、下記の書類を添付していただきますようお願いいたします。

このことについて不明な点があるときは、各県税事務所にお尋ねください。

また、申告書記載にあたっては、「非課税所得金額計算書（医療法人）記載の手引」等を参考にしてください。

### 記

- 1 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
- 2 非課税所得金額計算書  
※ 社会保険診療収入及びその他の収入の明細書など、計算の過程で作成した資料があれば添付してください。
- 3 貸借対照表、損益計算書
- 4 法人税申告書の別表1（1）、別表1（2）又は別表1（3）
- 5 法人税申告書の別表4
- 6 法人税申告書の別表6（1）
- 7 雑収入明細書
- 8 その他所得の計算に関連する書類（消費税確定申告書、土地等の売却益（損）計算書（非課税所得金額計算書 別表）など）

※ 3以下のいずれの書類もコピーしたもので構いません。